

放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン（令和4年個人情報保護委員会・総務省告示第1号） 解説の一部改正の新旧対照表

- 放送受信者等における個人情報保護に関するガイドライン（令和4年個人情報保護委員会・総務省告示第1号） 解説
 - ・ 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。
 - ・ 改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。
 - ・ 改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
放送受信者等における個人情報保護に関するガイドライン （令和4年個人情報保護委員会・総務省告示第1号）の解説 令和5年4月 個人情報保護委員会 総務省 目次	放送受信者等における個人情報保護に関するガイドライン （令和4年個人情報保護委員会・総務省告示第1号）の解説 令和4年4月 個人情報保護委員会 総務省 目次
[1～10 略]	[1～10 同左]
[【付録】 略]	[【付録】 同左]
【凡例】 「令和3年改正法」 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）	【凡例】 「令和3年改正法」 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）（第50

条の規定に限る。)

※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインの解説において示す法令等の内容は令和5年4月1日時点とする。

1 目的及び適用対象

1-1 目的

[略]

このような放送の果たすべき役割を踏まえ、本ガイドラインは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び法第7条第1項の規定に基づく「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月閣議決定。令和4年4月1日一部変更。）並びに放送法を踏まえ、視聴者特定視聴履歴その他の放送受信者等の個人情報の適正な取扱いに関し、放送分野特有の事情に即して、できるだけ具体的な指針を示すことにより、その範囲での個人情報の自由な流通を確保して放送受信者等の利益の向上を図りつつ、放送受信者等の権利利益を保護するとともに、放送の健全な発達に寄与することを目的として、法第6条及び法第9条に基づき定めるものである。

(参考)

[法第1条・法第3条・法第6条 略]

法第9条

国は、地方公共団体が策定し、又は実施する個人情報の保護に関する施策及び国民又は事業者等が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行

※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインの解説において示す法令等の内容は令和4年4月1日時点とする。

1 目的及び適用対象

1-1 目的

[同左]

このような放送の果たすべき役割を踏まえ、本ガイドラインは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び法第7条第1項の規定に基づく「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月閣議決定。平成28年10月一部変更。）並びに放送法を踏まえ、視聴者特定視聴履歴その他の放送受信者等の個人情報の適正な取扱いに関し、放送分野特有の事情に即して、できるだけ具体的な指針を示すことにより、その範囲での個人情報の自由な流通を確保して放送受信者等の利益の向上を図りつつ、放送受信者等の権利利益を保護するとともに、放送の健全な発達に寄与することを目的として、法第6条及び法第9条に基づき定めるものである。

(参考)

[法第1条・法第3条・法第6条 同左]

法第9条

国は、地方公共団体が策定し、又は実施する個人情報の保護に関する施策及び国民又は事業者等が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行

う活動を支援するため情報の提供、地方公共団体又は事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。

[法第 47 条・法第 54 条（第 4 項） 略]

1-2 適用対象（第 2 条第 1 項関係）

[略]

本ガイドラインは、業種・規模等を問わず、法の適用対象である受信者情報取扱事業者に該当する事業者¹に適用される。

なお、放送事業者等が行うインターネットを通じた動画配信サービス等であって電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 4 号の電気通信事業を行う者が提供する同法同条第 3 号の電気通信役務に該当するものについては、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（令和 4 年個人情報保護委員会・総務省告示第 4 号）が適用される。ただし、当該サービスにおいて放送受信者等の個人情報も利用する場合、受信者情報取扱事業者となるため、本ガイドラインも適用される。

[※ 略]

[1-3 略]

2 定義

う活動を支援するため、情報の提供、事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。

[法第 47 条・法第 54 条（第 4 項） 同左]

1-2 適用対象（第 2 条第 1 項関係）

[同左]

本ガイドラインは、業種・規模等を問わず、法の適用対象である受信者情報取扱事業者に該当する事業者¹に適用される。

なお、放送事業者等が行うインターネットを通じた動画配信サービス等であって電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 4 号の電気通信事業を行う者が提供する同法同条第 3 号の電気通信役務に該当するものについては、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成 29 年総務省告示第 152 号）が適用される。ただし、当該サービスにおいて放送受信者等の個人情報も利用する場合、受信者情報取扱事業者となるため、本ガイドラインも適用される。

[※ 同左]

[1-3 同左]

2 定義

[2-1～2-2 略]

2-3 個人識別符号（法第2条第2項関係）

「個人識別符号」とは、当該情報単体から特定の個人を識別できるものとして政令に定められた文字、番号、記号その他の符号をいい、これに該当するものが含まれる情報は個人情報となる。（2-2（個人情報）参照）

（※）

具体的な内容は、政令第1条及び規則第2条から第4条までに定めるとおりである。

政令第1条第1号においては、同号イからトまでに掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号のうち、「特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもの」が個人識別符号に該当するとされている。当該基準は規則第2条において定められているところ、この基準に適合し、個人識別符号に該当することとなるものは次のとおりである。

[略]

[2-4～2-5 略]

2-6 個人情報取扱事業者（法第16条第2項・法第2条第9項、第10項、第11項・法別表第2関係）

[2-1～2-2 同左]

2-3 個人識別符号（法第2条第2項関係）

「個人識別符号」とは、当該情報単体から特定の個人を識別できるものとして個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）に定められた文字、番号、記号その他の符号をいい、これに該当するものが含まれる情報は個人情報となる。（2-2（個人情報）参照）（※）

具体的な内容は、政令第1条及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条から第4条までに定めるとおりである。

政令第1条第1号においては、同号イからトまでに掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号のうち、「特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもの」が個人識別符号に該当するとされている。当該基準は規則第2条において定められているところ、この基準に適合し、個人識別符号に該当することとなるものは次のとおりである。

[同左]

[2-4～2-5 同左]

2-6 個人情報取扱事業者（法第16条第2項・法第2条第9項、第10項、第11項・法別表第2関係）

「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者のうち、国の機関、地方公共団体、法第2条第9項に規定する独立行政法人等（法別表第2に掲げる法人を除く。）及び法第2条第10項に規定する地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第21条第1号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第2号若しくは第3号（チに係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするものを除く。）を除いた者をいう。ここでいう「事業の用に供している」の「事業」とは、一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ社会通念上事業と認められるものをいい、営利・非営利の別は問わない。

また、個人情報データベース等を事業の用に供している者であれば、当該個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の多寡にかかわらず、個人情報取扱事業者に該当する。

なお、法人格のない、権利能力のない社団（任意団体）又は個人であっても、個人情報データベース等を事業の用に供している場合は個人情報取扱事業者に該当する。

（参考）

[法第16条（第2項）・法第2条（第9項）・法第2条（第10項） 略]

法第2条（第11項）

11 この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。

一 行政機関

「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者のうち、国の機関、地方公共団体、法第2条第9項に規定する独立行政法人等（法別表第2に掲げる法人を除く。）及び法第2条第10項に規定する地方独立行政法人を除いた者をいう。ここでいう「事業の用に供している」の「事業」とは、一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ社会通念上事業と認められるものをいい、営利・非営利の別は問わない。

また、個人情報データベース等を事業の用に供している者であれば、当該個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の多寡にかかわらず、個人情報取扱事業者に該当する。

なお、法人格のない、権利能力のない社団（任意団体）又は個人であっても、個人情報データベース等を事業の用に供している場合は個人情報取扱事業者に該当する。

（参考）

[法第16条（第2項）・法第2条（第9項）・法第2条（第10項） 同

左]

法2条（第11項）

11 この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。

一 行政機関

二 地方公共団体の機関（議会を除く。次章、第3章及び第69条第2項第3号を除き、以下同じ。）

三 独立行政法人等（別表第2に掲げる法人を除く。第16条第2項第3号、第63条、第78条第1項第7号イ及びロ、第89条第4項から第6項まで、第119条第5項から第7項まで並びに第125条第2項において同じ。）

四 地方独立行政法人（地方独立行政法人法第21条第1号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第2号若しくは第3号（子に係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするものを除く。第16条第2項第4号、第63条、第78条第1項第7号イ及びロ、第89条第7項から第9項まで、第119条第8項から第10項まで並びに第125条第2項において同じ。）

法別表第2

名 称	根 拠 法
沖縄科学技術大学院大学学園	沖縄科学技術大学院大学学園法
国立研究開発法人	独立行政法人通則法
国立大学法人	国立大学法人法
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
独立行政法人国立病院機構	独立行政法人国立病院機構法（平成14年法律第191号）
独立行政法人地域医療機能推進機構	独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成17年法律第71号）

二 独立行政法人等（別表第2に掲げる法人を除く。第16条第2項第3号、第63条、第78条第7号イ及びロ、第89条第3項から第5項まで、第117条第3項から第5項まで並びに第123条第2項において同じ。）

法別表第2

名 称	根 拠 法
沖縄科学技術大学院大学学園	沖縄科学技術大学院大学学園法
国立研究開発法人	独立行政法人通則法
国立大学法人	国立大学法人法
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
独立行政法人国立病院機構	独立行政法人国立病院機構法（平成14年法律第191号）
独立行政法人地域医療機能推進機構	独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成17年法律第71号）

福島国際研究教育機構	福島復興再生特別措置法
放送大学学園	放送大学学園法

[2-7~2-9 略]

2-10 個人関連情報取扱事業者（法第 16 条第 7 項関係）

「個人関連情報取扱事業者」とは、個人関連情報データベース等を事業の用に供している者のうち、国の機関、地方公共団体、法第 2 条第 9 項に規定する独立行政法人等（法別表第 2 に掲げる法人を除く。）及び法第 2 条第 10 項に規定する地方独立行政法人（地方独立行政法人法第 21 条第 1 号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第 2 号若しくは第 3 号（子に係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするものを除く。）を除いた者をいう。

「個人関連情報を含む情報の集合物であって、特定の個人関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの」とは、特定の個人関連情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した、個人関連情報を含む情報の集合物をいう。また、コンピュータを用いていない場合であっても、紙媒体の個人関連情報を一定の規則に従って整理・分類し、特定の個人関連情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によっても容易に検索可能な状態に置いているものも該当する。

ここでいう「事業の用に供している」の「事業」とは、一定の目的をも

放送大学学園	放送大学学園法
--------	---------

[2-7~2-9 同左]

2-10 個人関連情報取扱事業者（法第 16 条第 7 項関係）

「個人関連情報取扱事業者」とは、個人関連情報データベース等を事業の用に供している者のうち、国の機関、地方公共団体、法第 2 条第 9 項に規定する独立行政法人等（法別表第 2 に掲げる法人を除く。）及び法第 2 条第 10 項に規定する地方独立行政法人を除いた者をいう。

「個人関連情報を含む情報の集合物であって、特定の個人関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの」とは、特定の個人関連情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した、個人関連情報を含む情報の集合物をいう。また、コンピュータを用いていない場合であっても、紙媒体の個人関連情報を一定の規則に従って整理・分類し、特定の個人関連情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によっても容易に検索可能な状態に置いているものも該当する。

ここでいう「事業の用に供している」の「事業」とは、一定の目的をも

って反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ社会通念上事業と認められるものをいい、営利・非営利の別は問わない。なお、法人格のない、権利能力のない社団（任意団体）又は個人であっても、個人情報データベース等を事業の用に供している場合は、個人情報取扱事業者に該当する。

[（参考） 略]

[2-11～2-18 略]

2-19 学術研究機関等（法第 16 条第 8 項関係）

「学術研究機関等（※ 1）」とは、大学その他の学術研究（※ 2）を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。

「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体」とは、国公立・私立大学、公益法人等の研究所等の学術研究を主たる目的として活動する機関や「学会」をいい、「それらに属する者」とは、国公立・私立大学の教員、公益法人等の研究所の研究員、学会の会員等をいう。

なお、民間団体付属の研究機関等における研究活動についても、当該機関が学術研究を主たる目的とするものである場合には、「学術研究機関等」に該当する。

一方で、当該機関が単に製品開発を目的としている場合は「学術研究を目的とする機関又は団体」には該当しないが、製品開発と学術研究の目的が併存している場合には、主たる目的により判断する。

って反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ社会通念上事業と認められるものをいい、営利・非営利の別は問わない。なお、法人格のない、権利能力のない社団（任意団体）又は個人であっても、個人情報データベース等を事業の用に供している場合は、個人情報取扱事業者に該当する。

[（参考） 同左]

[2-11～2-18 同左]

2-19 学術研究機関等（法第 16 条第 8 項関係）

「学術研究機関等（※ 1）」とは、大学その他の学術研究（※ 2）を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。

「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体」とは、国立・私立大学、公益法人等の研究所等の学術研究を主たる目的として活動する機関や「学会」をいい、「それらに属する者」とは、国立・私立大学の教員、公益法人等の研究所の研究員、学会の会員等をいう。

なお、民間団体付属の研究機関等における研究活動についても、当該機関が学術研究を主たる目的とするものである場合には、「学術研究機関等」に該当する。

一方で、当該機関が単に製品開発を目的としている場合は「学術研究を目的とする機関又は団体」には該当しないが、製品開発と学術研究の目的が併存している場合には、主たる目的により判断する。

<p>(※1) <u>国公立の大学等、法別表第2に掲げる法人又は地方独立行政法人のうち地方独立行政法人法第21条第1号に掲げる業務を主たる目的とするもの若しくは同条第2号若しくは第3号(チに係る部分に限る。)</u>に掲げる業務を目的とするものうち、学術研究機関等にも該当するものについては、原則として私立の大学、民間の学術研究機関等と同等の規律が適用される。</p> <p>[(※2) 略]</p> <p>[(参考) 略]</p> <p>[2-20 略]</p> <p>3 受信者情報取扱事業者の義務 (第2章関係)</p> <p>3-1 個人情報の利用目的 (第4条・第5条、第9条第3項関係)</p> <p>[3-1-1~3-1-2 略]</p> <p>3-1-3 利用目的による制限 (第5条第1項関係)</p> <p>[略]</p> <p>受信者情報取扱事業者は、第4条第1項により特定した利用目的の達成</p>	<p>(※1) <u>国立の大学等、法別表第2に掲げる法人のうち、学術研究機関等にも該当するものについては、原則として私立の大学、民間の学術研究機関等と同等の規律が適用される。</u></p> <p>[(※2) 同左]</p> <p>[(参考) 同左]</p> <p>[2-20 同左]</p> <p>3 受信者情報取扱事業者の義務 (第2章関係)</p> <p>3-1 個人情報の利用目的 (第4条・第4条、第9条第3項関係)</p> <p>[3-1-1~3-1-2 同左]</p> <p>3-1-3 利用目的による制限 (第5条第1項関係)</p> <p>[同左]</p> <p>受信者情報取扱事業者は、第4条第1項により特定した利用目的の達成</p>
---	--

に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う場合は、あらかじめ本人の同意（※）を得なければならない。

ただし、当該同意を得るために個人情報を利用すること（電子メールの送信や電話をかけること等）は、当初特定した利用目的として記載されていない場合でも、目的外利用には該当しない。

なお、令和3年改正法第50条の規定の施行日（令和4年4月1日）前に別表第二法人等（法別表第2に掲げる法人、法第58条第2項の規定により個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者若しくは個人関連情報取扱事業者とみなされる独立行政法人労働者健康安全機構又は学術研究機関等である個人情報取扱事業者をいう。以下同じ。）である受信者情報取扱事業者に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が法第17条第1項の規定により特定される利用目的以外の目的で個人情報を取り扱うことを認める旨の同意に相当するものであるときは、令和3年改正法第50条の規定の施行日（令和4年4月1日）において法第18条第1項の同意があったものとみなす（令和3年改正法附則第7条第1項）。

また、令和3年改正法第51条の規定の施行日（令和5年4月1日）前に特定地方独立行政法人等（法第58条第1項第2号に掲げる者又は同条第2項の規定により個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者若しくは個人関連情報取扱事業者とみなされる法第58条第2項第1号に掲げる者をいう。以下同じ。）に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が法第17条第1項の規定により特定される利用

に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う場合は、あらかじめ本人の同意（※）を得なければならない。

ただし、当該同意を得るために個人情報を利用すること（電子メールの送信や電話をかけること等）は、当初特定した利用目的として記載されていない場合でも、目的外利用には該当しない。

なお、令和3年改正法の施行日前に別表第二法人等（法別表第2に掲げる法人、法第58条第2項の規定により個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者若しくは個人関連情報取扱事業者とみなされる独立行政法人労働者健康安全機構又は学術研究機関等である個人情報取扱事業者をいう。以下同じ。）である受信者情報取扱事業者に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が法第17条第1項の規定により特定される利用目的以外の目的で個人情報を取り扱うことを認める旨の同意に相当するものであるときは、令和3年改正法の施行日において法第18条第1項の同意があったものとみなす（令和3年改正法附則第7条第1項）。

目的以外の目的で個人情報を取り扱うことを認める旨の同意に相当するものであるときは、令和3年改正法第51条の規定の施行日（令和5年4月1日）において法第18条第1項の同意があったものとみなす（令和3年改正法附則第9条第1項）。

[※ 略]

[（参考） 略]

3-1-4 事業の承継（第5条第2項関係）

[略]

受信者情報取扱事業者が、合併、分社化、事業譲渡等により他の個人情報取扱事業者から事業の承継をすることに伴って個人情報を取得した場合であって、当該個人情報に係る承継前の利用目的の達成に必要な範囲内で取り扱う場合は目的外利用にはならず、本人の同意（※）を得る必要はない。

なお、事業の承継後に、承継前の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う場合は、あらかじめ本人の同意を得る必要があるが、当該同意を得るために個人情報を利用すること（電子メールの送信や電話をかけること等）は、承継前の利用目的として記載されていない場合でも、目的外利用には該当しない。

[※ 同左]

[（参考） 同左]

3-1-3 事業の承継（第5条第2項関係）

[同左]

受信者情報取扱事業者が、合併、分社化、事業譲渡等により他の個人情報取扱事業者から事業の承継をすることに伴って個人情報を取得した場合であって、当該個人情報に係る承継前の利用目的の達成に必要な範囲内で取り扱う場合は目的外利用にはならず、本人の同意（※）を得る必要はない。

なお、事業の承継後に、承継前の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う場合は、あらかじめ本人の同意を得る必要があるが、当該同意を得るために個人情報を利用すること（電子メールの送信や電話をかけること等）は、承継前の利用目的として記載されていない場合でも、目的外利用には該当しない。

<p>なお、<u>令和3年改正法第50条の規定の施行日（令和4年4月1日）</u>前に別表第二法人等（3-1-3（利用目的による制限）参照）に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が法第17条第1項の規定により特定される利用目的以外の目的で個人情報を取り扱うことを認める旨の同意に相当するものであるときは、<u>令和3年改正法第50条の規定の施行日（令和4年4月1日）</u>において法第18条第2項の同意があったものとみなす（令和3年改正法附則第7条第1項）。</p> <p>また、<u>令和3年改正法第51条の規定の施行日（令和5年4月1日）</u>前に<u>特定地方独立行政法人等（3-1-3（利用目的による制限）参照）</u>に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が<u>法第17条第1項の規定により特定される利用目的以外の目的で個人情報を取り扱うことを認める旨の同意に相当するものであるときは、令和3年改正法第51条の規定の施行日（令和5年4月1日）</u>において法第18条第2項の同意があったものとみなす（令和3年改正法附則第9条第1項）。</p> <p>[※ 略]</p> <p>[(参考) 略]</p> <p>3-1-5 利用目的による制限の例外（第5条第3項関係）</p> <table border="1" data-bbox="159 1257 1093 1358"> <tr> <td data-bbox="159 1257 383 1305">第5条（第3項）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1305 1093 1358">3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。</td> </tr> </table>	第5条（第3項）	3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。	<p>なお、<u>令和3年改正法の施行日</u>前に別表第二法人等（3-1-3（利用目的による制限）参照）に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が法第17条第1項の規定により特定される利用目的以外の目的で個人情報を取り扱うことを認める旨の同意に相当するものであるときは、<u>令和3年改正法の施行日</u>において法第18条第2項の同意があったものとみなす（令和3年改正法附則第7条第1項）。</p> <p>[※ 同左]</p> <p>[(参考) 同左]</p> <p>3-1-5 利用目的による制限の例外（第5条第3項関係）</p> <table border="1" data-bbox="1137 1257 2072 1358"> <tr> <td data-bbox="1137 1257 1361 1305">第5条（第3項）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 1305 2072 1358">3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。</td> </tr> </table>	第5条（第3項）	3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
第5条（第3項）					
3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。					
第5条（第3項）					
3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。					

<p>一 法令（条例を含む。以下この章において同じ。）に基づく場合 [二～六 略]</p>	<p>一 法令に基づく場合 [二～六 同左]</p>
<p>[略]</p> <p>(参考)</p>	<p>[同左]</p> <p>(参考)</p>
<p>第18条（第3項） 3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。 一 法令（条例を含む。以下この章において同じ。）に基づく場合 [二～六 略]</p>	<p>第18条（第3項） 3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。 一 法令に基づく場合 [二～六 同左]</p>
<p>[3-2 略]</p>	<p>[3-2 同左]</p>
<p>3-3 個人情報の取得（第7条～第9条関係） [3-3-1 略]</p>	<p>3-3 個人情報の取得（第7条～第9条関係） [3-3-1 同左]</p>
<p>3-3-2 適正な取得（第8条第1項関係） [略]</p>	<p>3-2-2 適正な取得（第8条第1項関係） [同左]</p>
<p>受信者情報取扱事業者は、偽り等の不正の手段により個人情報を取得（※1）してはならない（※2）。</p>	<p>受信者情報取扱事業者は、偽り等の不正の手段により個人情報を取得（※1）してはならない（※2）</p>
<p>[【受信者情報取扱事業者が不正の手段により個人情報を取得している事</p>	<p>[【受信者情報取扱事業者が不正の手段により個人情報を取得している事</p>

<p>例】 略]</p> <p>[(※1) 略]</p> <p>(※2) 受信者情報取扱業者若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、<u>法第 179 条</u>により刑事罰（1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金）が科され得る。</p> <p>[(参考) 略]</p> <p>3-3-3 要配慮個人情報の取得（第 8 条第 2 項関係）</p> <p>[略]</p> <p>要配慮個人情報（※1）を取得する場合には、あらかじめ本人の同意（※2）を得なければならない。ただし、次の（1）から（9）までに掲げる場合については、本人の同意を得る必要はない。</p> <p>[(※1) ・ (※2) 略]</p> <p>[(1) ~ (6) 略]</p>	<p>例】 同左]</p> <p>[(※1) 同左]</p> <p>(※2) 受信者情報取扱事業者若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、<u>法第 174 条</u>により刑事罰（1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金）が科され得る。</p> <p>[(参考) 同左]</p> <p>3-3-3 要配慮個人情報の取得（第 8 条第 2 項関係）</p> <p>[同左]</p> <p>要配慮個人情報（※1）を取得する場合には、あらかじめ本人の同意（※2）を得なければならない。ただし、次の（1）から（9）までに掲げる場合については、本人の同意を得る必要はない。</p> <p>[(※1) ・ (※2) 同左]</p> <p>[(1) ~ (6) 同左]</p>
--	---

<p>(7) 当該要配慮個人情報、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、法第 57 条第 1 項各号に掲げる者、外国政府、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）の政府機関、外国の地方公共団体、国際機関、外国において学術研究機関等に相当する者又は外国において法第 57 条第 1 項各号に掲げる者に相当する者により公開されている場合（第 8 条第 2 項第 7 号関係）</p> <p>要配慮個人情報、次に掲げる者により公開されている場合は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、当該公開されている要配慮個人情報を取得することができる。</p> <p>[①～⑨ 略]</p> <p><u>⑩外国において法第 16 条第 8 項に規定する学術研究機関等に相当する者</u></p> <p><u>⑪外国において法第 57 条第 1 項各号に掲げる者に相当する者</u></p> <p>[(8) ・ (9) 略]</p> <p>[(参考) 略]</p> <p>[3-3-4～3-3-6 略]</p> <p>[3-4-1～3-4-5 略]</p>	<p>(7) 当該要配慮個人情報、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、法第 57 条第 1 項各号に掲げる者、外国政府、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）の政府機関、外国の地方公共団体、国際機関、外国において学術研究機関等に相当する者又は外国において法第 57 条第 1 項各号に掲げる者に相当する者により公開されている場合（第 8 条第 2 項第 7 号関係）</p> <p>要配慮個人情報、次に掲げる者により公開されている場合は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、当該公開されている要配慮個人情報を取得することができる。</p> <p>[①～⑨ 同左]</p> <p>[新設]</p> <p><u>⑩外国において法第 57 条第 1 項各号に掲げる者に相当する者</u></p> <p>[(8) ・ (9) 同左]</p> <p>[(参考) 同左]</p> <p>[3-3-4～3-3-6 同左]</p> <p>[3-4-1～3-4-5 同左]</p>
--	---

3-4-6 個人情報保護管理者（第 14 条関係）

[略]

(参考)

個人情報保護に関する基本方針（平成 16 年 4 月 2 日閣議決定、令和 4 年 4 月 1 日一部変更）

6 個人情報取扱事業者等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

（1）個人情報取扱事業者等が取り扱う個人情報等に関する事項

個人情報取扱事業者は、法の規定に従うほか、2の（2）の①の民間部門ガイドライン及び認定個人情報保護団体の個人情報保護指針等に則し、例えば、プライバシーを含む個人の権利利益を一層保護する観点から、個人情報保護を推進する上での考え方や方針（いわゆる、プライバシーポリシー、プライバシーステートメント等）を対外的に明確化するなど、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用について自主的に取り組むことが期待されているところであり、体制の整備等に積極的に取り組んでいくことが求められている。その際、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況等に応じて、各個人情報取扱事業者等において適切な取組が実施されることが重要である。

3-5 プライバシーポリシーの公表（第 15 条関係）

[略]

3-4-6 個人情報保護管理者（第 14 条関係）

[同左]

(参考)

個人情報保護に関する基本方針（平成 16 年 4 月 2 日閣議決定、平成 28 年 10 月 28 日一部変更）

6 個人情報取扱事業者等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

（1）個人情報取扱事業者が取り扱う個人情報に関する事項

個人情報取扱事業者は、法の規定に従うほか、2の（2）の①の個人情報保護委員会のガイドライン、認定個人情報保護団体の個人情報保護指針等に則し、例えば、消費者の権利利益を一層保護する観点から、個人情報保護を推進する上での考え方や方針（いわゆる、プライバシーポリシー、プライバシーステートメント等）を対外的に明確化するなど、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用について主体的に取り組むことが期待されているところであり、体制の整備等に積極的に取り組んでいくことが求められている。その際、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況等に応じて、各事業者において適切な取組が実施されることが重要である。

3-5 プライバシーポリシーの公表（第 15 条関係）

[同左]

(参考)

個人情報保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定、令和4年4月1日一部変更）

6 個人情報取扱事業者等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

（1）個人情報取扱事業者等が取り扱う個人情報等に関する事項

個人情報取扱事業者は、法の規定に従うほか、2の（2）の①の民間部門ガイドライン及び認定個人情報保護団体の個人情報保護指針等に則し、例えば、プライバシーを含む個人の権利利益を一層保護する観点から、個人情報保護を推進する上での考え方や方針（いわゆる、プライバシーポリシー、プライバシーステートメント等）を対外的に明確化するなど、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用について自主的に取り組むことが期待されているところであり、体制の整備等に積極的に取り組んでいくことが求められている。その際、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況等に応じて、各個人情報取扱事業者等において適切な取組が実施されることが重要である。

3-6 個人データの漏えい等の報告等（第16条関係）

[3-6-1・3-6-2 略]

3-6-3 個人情報保護委員会又は委任を受けた総務大臣等への報告（第16条第1項関係）

[略]

(参考)

個人情報保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定、平成28年10月28日一部変更）

6 個人情報取扱事業者等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

（1）個人情報取扱事業者が取り扱う個人情報に関する事項

個人情報取扱事業者は、法の規定に従うほか、2の（2）の①の個人情報保護委員会のガイドライン、認定個人情報保護団体の個人情報保護指針等に則し、例えば、消費者の権利利益を一層保護する観点から、個人情報保護を推進する上での考え方や方針（いわゆる、プライバシーポリシー、プライバシーステートメント等）を対外的に明確化するなど、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用について主体的に取り組むことが期待されているところであり、体制の整備等に積極的に取り組んでいくことが求められている。その際、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況等に応じて、各事業者において適切な取組が実施されることが重要である。

3-6 個人データの漏えい等の報告等（第16条関係）

[3-6-1・3-6-2 同左]

3-6-3 個人情報保護委員会又は委任を受けた総務大臣等への報告（第16条第1項関係）

[同左]

3-6-3-1 報告対象となる事態

[略]

第 16 条（第 4 項）

[一 略]

二 法第 150 条第 1 項の規定により、法第 26 条第 1 項の規定による権限の委任を受けた総務大臣に報告する場合 規則別記様式第一による報告書を提出する方法（総務大臣が別に定める場合にあつては、その方法）

受信者情報取扱事業者は、次の（1）から（4）までに掲げる事態（以下「報告対象事態」という。）を知ったときは、個人情報保護委員会（法第 150 条第 1 項の規定により総務大臣等が報告を受理する権限の委任を受けている場合にあつては、総務大臣等）に報告しなければならない（※1）（※2）。

[略]

(参考)

[法第 26 条（第 1 項）・規則第 7 条 略]

規則第 8 条（第 3 項）

[一 略]

二 法第 150 条第 1 項の規定により、法第 26 条第 1 項の規定による権限の委任を受けた事業所管大臣に報告する場合 別記様式第一による報告書を提出する方法（当該事業所管大臣が別に定める場合にあつて

3-6-3-1 報告対象となる事態

[同左]

第 16 条（第 4 項）

[一 略]

二 法第 147 条第 1 項の規定により、法第 26 条第 1 項の規定による権限の委任を受けた総務大臣に報告する場合 規則別記様式第一による報告書を提出する方法（総務大臣が別に定める場合にあつては、その方法）

受信者情報取扱事業者は、次の（1）から（4）までに掲げる事態（以下「報告対象事態」という。）を知ったときは、個人情報保護委員会（法第 147 条の規定により総務大臣等が報告を受理する権限の委任を受けている場合にあつては、総務大臣等）に報告しなければならない（※1）（※2）。

[同左]

(参考)

[法第 26 条（第 1 項）・規則第 7 条 同左]

規則第 8 条（第 3 項）

[一 略]

二 法第 147 条第 1 項の規定により、法第 26 条第 1 項の規定による権限の委任を受けた事業所管大臣に報告する場合 別記様式第一による報告書を提出する方法（当該事業所管大臣が別に定める場合にあつて

は、その方法)

法第 150 条 (第 1 項)

1 委員会は、緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いの確保を図る必要があることその他の政令で定める事情があるため、個人情報取扱事業者等に対し、第 148 条第 1 項の規定による勧告又は同条第 2 項若しくは第 3 項の規定による命令を効果的に行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第 26 条第 1 項、第 146 条第 1 項、第 162 条において読み替えて準用する民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 99 条、第 101 条、第 103 条、第 105 条、第 106 条、第 108 条及び第 109 条、第 163 条並びに第 164 条の規定による権限を事業所管大臣に委任することができる。

[3-6-3-2 略]

3-6-3-3 速報 (第 16 条第 2 項関係)

[略]

受信者情報取扱事業者は、報告対象事態を知ったときは、速やかに、個人情報保護委員会（法第 150 条第 1 項の規定により総務大臣等が報告を受理する権限の委任を受けている場合にあつては、総務大臣等）に報告しなければならない。総務大臣等に報告する場合、報告期限は個人情報保護委

は、その方法)

法第 147 条 (第 1 項)

1 委員会は、緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いの確保を図る必要があることその他の政令で定める事情があるため、個人情報取扱事業者等に対し、第 145 条第 1 項の規定による勧告又は同条第 2 項若しくは第 3 項の規定による命令を効果的に行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第 26 条第 1 項、第 143 条第 1 項、第 159 条において読み替えて準用する民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 99 条、第 101 条、第 103 条、第 105 条、第 106 条、第 108 条及び第 109 条、第 160 条並びに第 161 条の規定による権限を事業所管大臣に委任することができる。

[3-6-3-2 同左]

3-6-3-3 速報 (第 16 条第 2 項関係)

[同左]

受信者情報取扱事業者は、報告対象事態を知ったときは、速やかに、個人情報保護委員会（法第 147 条の規定により総務大臣等が報告を受理する権限の委任を受けている場合にあつては、総務大臣等）に報告しなければならない。総務大臣等に報告する場合、報告期限は個人情報保護委員会に

員会に報告する場合と同様である。

報告期限の起算点となる「知った」時点については、個別の事案ごとに判断されるが、受信者情報取扱事業者が法人である場合には、いずれかの部署が当該事態を知った時点を基準とする。「速やか」の日数の目安については、個別の事案によるものの、受信者情報取扱事業者が当該事態を知った時点から概ね3～5日以内である。

個人情報保護委員会又は委任を受けた総務大臣等への漏えい等報告については、次の(1)から(9)までに掲げる事項を、個人情報保護委員会又は委任を受けた総務大臣等に対して行う。速報時点での報告内容については、報告をしようとする時点において把握している内容を報告すれば足りる。

[略]

[(参考) 略]

3-6-3-4 確報(第16条第3項関係)

[略]

受信者情報取扱事業者は、報告対象事態を知ったときは、速報に加え(※1)、30日以内(第16条第1項第3号の事態においては60日以内。同号の事態に加え、同項第1号、第2号又は第4号の事態にも該当する場合も60日以内。)に個人情報保護委員会(法第150条第1項の規定により総務大臣等が報告を受理する権限の委任を受けている場合)にあつては、総

報告する場合と同様である。

報告期限の起算点となる「知った」時点については、個別の事案ごとに判断されるが、受信者情報取扱事業者が法人である場合には、いずれかの部署が当該事態を知った時点を基準とする。「速やか」の日数の目安については、個別の事案によるものの、受信者情報取扱事業者が当該事態を知った時点から概ね3～5日以内である。

個人情報保護委員会又は委任を受けた総務大臣等への漏えい等報告については、次の(1)から(9)までに掲げる事項を、個人情報保護委員会又は委任を受けた総務大臣等に対して行う。速報時点での報告内容については、報告をしようとする時点において把握している内容を報告すれば足りる。

[同左]

[(参考) 同左]

3-6-3-4 確報(第16条第3項関係)

[同左]

受信者情報取扱事業者は、報告対象事態を知ったときは、速報に加え(※1)、30日以内(第16条第1項第3号の事態においては60日以内。同号の事態に加え、同項第1号、第2号又は第4号の事態にも該当する場合も60日以内。)に個人情報保護委員会(法第147条の規定により総務大臣等が報告を受理する権限の委任を受けている場合)にあつては、総務大臣

務大臣等)に報告しなければならない。30日以内又は60日以内は報告期限であり、可能である場合には、より早期に報告することが望ましい。

報告期限の起算点となる「知った」時点については、速報と同様に、受信者情報取扱事業者が法人である場合には、いずれかの部署が当該事態を知った時点を基準とし、確報の報告期限の算定(※2)に当たっては、その時点を1日目とする。

確報においては、3-6-3-3(1)から(9)までに掲げる事項の全てを報告しなければならない。確報を行う時点(報告対象事態を知った日から30日以内又は60日以内)において、合理的努力を尽くした上で、一部の事項が判明しておらず、全ての事項を報告することができない場合には、その時点で把握している内容を報告し、判明次第、報告を追完するものとする。

[(※1) ・ (※2) 略]

[(参考) 略]

3-6-3-5 委託元への通知による例外(第16条第5項関係)

[略]

委託先は、個人情報保護委員会(法第150条第1項の規定により総務大臣等が報告を受理する権限の委任を受けている場合にあっては総務大臣等)への報告義務を負っている委託元に対し、3-6-3-3(1)から(9)までに掲げる事項のうち、その時点で把握しているものを通知したときは、報告義務を免除される。委託元への通知については、速報としての報告と同様

等)に報告しなければならない。30日以内又は60日以内は報告期限であり、可能である場合には、より早期に報告することが望ましい。

報告期限の起算点となる「知った」時点については、速報と同様に、受信者情報取扱事業者が法人である場合には、いずれかの部署が当該事態を知った時点を基準とし、確報の報告期限の算定(※2)に当たっては、その時点を1日目とする。

確報においては、3-6-3-3(1)から(9)までに掲げる事項の全てを報告しなければならない。確報を行う時点(報告対象事態を知った日から30日以内又は60日以内)において、合理的努力を尽くした上で、一部の事項が判明しておらず、全ての事項を報告することができない場合には、その時点で把握している内容を報告し、判明次第、報告を追完するものとする。

[(※1) ・ (※2) 同左]

[(参考) 同左]

3-6-3-5 委託元への通知による例外(第16条第5項関係)

[同左]

委託先は、個人情報保護委員会(法第147条の規定により総務大臣等が報告を受理する権限の委任を受けている場合にあっては総務大臣等)への報告義務を負っている委託元に対し、3-6-3-3(1)から(9)までに掲げる事項のうち、その時点で把握しているものを通知したときは、報告義務を免除される。委託元への通知については、速報としての報告と同様に、報告

に、報告対象事態を知った後、速やかに行わなければならない。「速やか」の日数の目安については、個別の事案によるものの、委託先が当該事態の発生を知った時点からおおむね3～5日以内である。

この場合、委託先から通知を受けた委託元が報告をすることになる。委託元は、通常、遅くとも委託先から通知を受けた時点で、報告対象事態を知ったこととなり、速やかに報告を行わなければならない。

なお、通知を行った委託先は、委託元から報告するに当たり、事態の把握を行うとともに、必要に応じて委託元の漏えい等報告に協力することが求められる。

[（参考） 略]

[3-6-4 略]

3-7 個人データの第三者への提供（第17条～第20条関係）

3-7-1 第三者提供の制限の原則（第17条第1項関係）

[略]

受信者情報取扱事業者は、個人データの第三者への提供に当たり、あらかじめ本人の同意（※1）を得ないで提供してはならない（※2）（※3）。同意の取得に当たっては、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）等に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示さなければならない。

対象事態を知った後、速やかに行わなければならない。「速やか」の日数の目安については、個別の事案によるものの、委託先が当該事態の発生を知った時点からおおむね3～5日以内である。

この場合、委託先から通知を受けた委託元が報告をすることになる。委託元は、通常、遅くとも委託先から通知を受けた時点で、報告対象事態を知ったこととなり、速やかに報告を行わなければならない。

なお、通知を行った委託先は、委託元から報告するに当たり、事態の把握を行うとともに、必要に応じて委託元の漏えい等報告に協力することが求められる。

[（参考） 同左]

[3-6-4 同左]

3-7 個人データの第三者への提供（第17条～第20条関係）

3-7-1 第三者提供の制限の原則（第17条第1項関係）

[同左]

受信者情報取扱事業者は、個人データの第三者への提供に当たり、あらかじめ本人の同意（※1）を得ないで提供してはならない（※2）（※3）。同意の取得に当たっては、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）等に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示さなければならない。

なお、あらかじめ、個人情報を第三者に提供することを想定している場合には、利用目的において、その旨を特定しなければならない（3-1-1（利用目的の特定）参照）。

また、令和3年改正法第50条の規定の施行日（令和4年4月1日）前に別表第二法人等（3-1-3（利用目的による制限）参照）に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が法第27条第1項の規定による個人データの第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、令和3年改正法第50条の規定の施行日（令和4年4月1日）において同項の同意があったものとみなす（令和3年改正法附則第7条第2項）。

さらに、令和3年改正法第51条の規定の施行日（令和5年4月1日）前に特定地方独立行政法人等（3-1-3（利用目的による制限）参照）に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が法第27条第1項の規定による個人データの第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、令和3年改正法第51条の規定の施行日（令和5年4月1日）において同項の同意があったものとみなす（令和3年改正法附則第9条第2項）。

[（※1）・（※2） 略]

（※3）受信者情報取扱事業者若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で

なお、あらかじめ、個人情報を第三者に提供することを想定している場合には、利用目的において、その旨を特定しなければならない（3-1-1（利用目的の特定）参照）。

また、令和3年改正法の施行日前に別表第二法人等（3-1-3（利用目的による制限）参照）に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が法第27条第1項の規定による個人データの第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、令和3年改正法の施行日において同項の同意があったものとみなす（令和3年改正法附則第7条第2項）。

[（※1）・（※2） 同左]

（※3）受信者情報取扱事業者若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で

提供し、又は盗用したときは、法第179条により刑事罰（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）が科され得る。

[略]

[(1) ~ (6) 略]

(7) 学術研究機関等（※1）である受信者情報取扱事業者が個人データの第三者提供を受ける場合であり、かつ、当該受信者情報取扱事業者が当該個人データを学術研究目的（※2）で取り扱う必要がある場合（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く（※3）。）（第17条第1項第7号関係）

[(※1) ・ (※2) 略]

(※3) 「個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合」には、個人データを第三者に提供することはできない。この場合、個人の権利利益を不当に侵害しないような形で当該個人データを加工するなど適切に処理する必要がある。この点、学術研究目的で個人データの提供を受ける必要がある場合であっても、本人又は第三者の権利利益の保護の観点から、提供する個人データの範囲を限定するなど、学術研究の目的に照らして可能な措置を講ずることが望ましい。

[(参考) 略]

提供し、又は盗用したときは、法第174条により刑事罰（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）が科され得る。

[同左]

[(1) ~ (6) 同左]

(7) 学術研究機関等（※1）である受信者情報取扱事業者が個人データの第三者提供を受ける場合であり、かつ、当該受信者情報取扱事業者が当該個人データを学術研究目的（※2）で取り扱う必要がある場合（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く（※3）。）（第17条第1項第7号関係）

[(※1) ・ (※2) 同左]

(※3) 「個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合」には、個人データを第三者に提供することはできない。この場合、当該個人データを不当に侵害しないような形で加工するなど適切に処理する必要がある。この点、学術研究目的で個人データの提供を受ける必要がある場合であっても、本人又は第三者の権利利益の保護の観点から、提供する個人データの範囲を限定するなど、学術研究の目的に照らして可能な措置を講ずることが望ましい。

[(参考) 同左]

3-7-2 オプトアウトによる第三者提供（第 17 条第 2 項～第 7 項、第 9 項関係）

3-7-2-1 オプトアウトに関する原則（第 17 条第 2 項、第 4 項～第 7 項、第 9 項関係）

[略]

受信者情報取扱事業者は、個人データの第三者への提供に当たり、次の(1)から(9)までに掲げる事項をあらかじめ(※1)本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態(※2)に置くとともに、法第 27 条第 2 項の規定により個人情報保護委員会に届け出た場合には(※3)、第 17 条第 1 項の規定にかかわらず、あらかじめ本人の同意(※4)を得ることなく、個人データを第三者に提供することができる(※5)（オプトアウトによる第三者提供）。

なお、法第 27 条第 2 項の規定により個人データを第三者に提供しようとする別表第二法人等（3-1-3（利用目的による制限）参照）は、令和 3 年改正法第 50 条の規定の施行日（令和 4 年 4 月 1 日）前においても、令和 3 年改正法規則（第 50 条改正関係）附則第 3 条で準用する規則第 11 条及び第 12 条の規定により、同項各号に掲げる事項に相当する事項について、本人に通知するとともに、個人情報保護委員会に届け出ることができる。この場合において、当該通知及び届出は、令和 3 年改正法第 50 条の規定の施行日（令和 4 年 4 月 1 日）以後は、同項の規定による通知及び届出とみなす（令和 3 年改正法附則第 7 条第 3 項）。

3-7-2 オプトアウトによる第三者提供（第 17 条第 2 項～第 7 項、第 9 項関係）

3-7-2-1 オプトアウトに関する原則（第 17 条第 2 項、第 4 項～第 7 項、第 9 項関係）

[同左]

受信者情報取扱事業者は、個人データの第三者への提供に当たり、次の(1)から(9)までに掲げる事項をあらかじめ(※1)本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態(※2)に置くとともに、法第 27 条第 2 項の規定により個人情報保護委員会に届け出た場合には(※3)、第 17 条第 1 項の規定にかかわらず、あらかじめ本人の同意(※4)を得ることなく、個人データを第三者に提供することができる(※5)（オプトアウトによる第三者提供）。

なお、法第 27 条第 2 項の規定により個人データを第三者に提供しようとする別表第二法人等（3-1-3（利用目的による制限）参照）は、令和 3 年改正法の施行日前においても、令和 3 年改正法規則附則第 3 条で準用する規則第 11 条及び第 12 条の規定により、同項各号に掲げる事項に相当する事項について、本人に通知するとともに、個人情報保護委員会に届け出ることができる。この場合において、当該通知及び届出は、令和 3 年改正法の施行日以後は、同項の規定による通知及び届出とみなす（令和 3 年改正法附則第 7 条第 3 項）。

また、法第 27 条第 2 項の規定により個人データを第三者に提供しようとする特定地方独立行政法人等（3-1-3（利用目的による制限）参照）は、令和 3 年改正法第 51 条の規定の施行日（令和 5 年 4 月 1 日）前においても、令和 3 年改正法規則（第 51 条改正関係）附則第 3 条で準用する規則第 11 条及び第 12 条の規定により、同項各号に掲げる事項に相当する事項について、本人に通知するとともに、個人情報保護委員会に届け出ることができる。この場合において、当該通知及び届出は、令和 3 年改正法第 51 条の規定の施行日（令和 5 年 4 月 1 日）以後は、同項の規定による通知及び届出とみなす（令和 3 年改正法附則第 9 条第 3 項）。

さらに、受信者情報取扱事業者は、第 17 条第 2 項に基づき、必要な事項を個人情報保護委員会に届け出たときは、その内容を自らもインターネットの利用その他の適切な方法により公表（※6）するものとする。

なお、要配慮個人情報及び視聴者特定視聴履歴を、オプトアウトにより第三者に提供することや、オプトアウトにより提供を受けた個人データをオプトアウトにより再提供することはできず、第三者に提供するに当たっては、第 17 条第 1 項各号又は同条第 9 項各号に該当する場合以外は、必ずあらかじめ本人の同意を得る必要があるので、注意を要する。また、不正取得された個人データについても、オプトアウトにより第三者に提供することはできない（※7）。

[略]

（※1）オプトアウトによる第三者提供を行う際は、第三者に提供される個人データによって識別される本人が当該提供の停

また、受信者情報取扱事業者は、第 17 条第 2 項に基づき、必要な事項を個人情報保護委員会に届け出たときは、その内容を自らもインターネットの利用その他の適切な方法により公表（※6）するものとする。

なお、要配慮個人情報及び視聴者特定視聴履歴を、オプトアウトにより第三者に提供することや、オプトアウトにより提供を受けた個人データをオプトアウトにより再提供することはできず、第三者に提供するに当たっては、第 17 条第 1 項各号又は同条第 9 項各号に該当する場合以外は、必ずあらかじめ本人の同意を得る必要があるので、注意を要する。また、不正取得された個人データについても、オプトアウトにより第三者に提供することはできない（※7）。

[同左]

（※1）オプトアウトによる第三者提供を行う際は、上記の（1）から（9）までに掲げる事項をあらかじめ、第三者に提供

止を求めるのに必要な期間が確保されるよう本人に通知し又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない（第17条第4項第1号）ため、本人に通知し又は本人が容易に知り得る状態に置いた時点から、極めて短期間の後に、第三者提供を行ったような場合は、「本人が当該提供の停止を求めるのに必要な期間」をおいていないと判断され得る。

具体的な期間については、業種、ビジネスの態様、通知又は容易に知り得る状態の態様、本人と個人情報取扱事業者との近接性、本人から停止の求めを受け付ける体制、提供される個人データの性質などによっても異なり得るため、個別具体的に判断する必要がある。

また、「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く」時期と、「個人情報保護委員会に届け出」る時期は、必ずしも同時である必要はないが、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いた後、速やかに個人情報保護委員会に届け出ることが望ましい。

[(※2) ~ (※8) 略]

[(参考) 略]

[3-7-2-2 略]

される個人データによって識別される本人が当該提供の停止を求めるのに必要な期間が確保されるよう本人に通知し又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない（第17条第4項第1号）ため、本人に通知し又は本人が容易に知り得る状態に置いた時点から、極めて短期間の後に、第三者提供を行ったような場合は、「本人が当該提供の停止を求めるのに必要な期間」をおいていないと判断され得る。

具体的な期間については、業種、ビジネスの態様、通知又は容易に知り得る状態の態様、本人と個人情報取扱事業者との近接性、本人から停止の求めを受け付ける体制、提供される個人データの性質などによっても異なり得るため、個別具体的に判断する必要がある。

また、「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く」時期と、「個人情報保護委員会に届け出」る時期は、必ずしも同時である必要はないが、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いた後、速やかに個人情報保護委員会に届け出ることが望ましい。

[(※2) ~ (※8) 同左]

[(参考) 同左]

[3-7-2-2 同左]

3-7-3 第三者に該当しない場合（第17条第9項関係）

[略]

[(1)～(2) 略]

(3) 共同利用（第17条第9項第3号関係）

特定の者との間で共同して利用される個人データを当該特定の者に提供する場合（※1）であって、次の①から⑤までの情報（※2）を、提供に当たりあらかじめ本人に通知（※3）し、又は本人が容易に知り得る状態（※4）に置いているときには、当該提供先は、本人から見て、当該個人データを当初提供した事業者と一体のものとして取り扱われることに合理性があると考えられることから、第三者に該当しない（※5）。他方、受信者情報取扱事業者が放送の受信に関する契約を締結する者の個人情報を共同利用する場合は、契約約款により本人の同意を得て行うことが一般的に可能であり、基本的には本人の同意を得て行うことが望ましい。ただし、契約約款により本人の同意を得て行う場合でも、不払い者等情報の交換の場合のように、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性がある情報を交換する場合などには、第17条第9項第3号に掲げられている情報をあらかじめ本人に通知又は本人が容易に知り得る状態に置くなどの措置をとり、本人の権利利益を不当に侵害することのないようにすることが適当である。

3-7-3 第三者に該当しない場合（第17条第9項関係）

[同左]

[(1)～(2) 同左]

(3) 共同利用（第17条第9項第3号関係）

特定の者との間で共同して利用される個人データを当該特定の者に提供する場合（※1）であって、次の①から⑤までの情報（※2）を、提供に当たりあらかじめ本人に通知（※3）し、又は本人が容易に知り得る状態（※4）に置いているときには、当該提供先は、本人から見て、当該個人データを当初提供した事業者と一体のものとして取り扱われることに合理性があると考えられることから、第三者に該当しない（※5）。他方、受信者情報取扱事業者が放送の受信に関する契約を締結する者の個人情報を共同利用する場合は、契約約款により本人の同意を得て行うことが一般的に可能であり、基本的には本人の同意を得て行うことが望ましい。ただし、契約約款により本人の同意を得て行う場合でも、不払い者等情報の交換の場合のように、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性がある情報を交換する場合などには、第17条第9項第3号に掲げられている情報をあらかじめ本人に通知又は本人が容易に知り得る状態に置くなどの措置をとり、本人の権利利益を不当に侵害することのないようにすることが適当である。

<p>なお、法第 27 条第 5 項第 3 号の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、<u>令和 3 年改正法第 50 条の規定の施行日（令和 4 年 4 月 1 日）</u>前に、別表第二法人等（3-1-3（利用目的による制限）参照）により本人に通知されているときは、当該通知は、<u>令和 3 年改正法第 50 条の規定の施行日（令和 4 年 4 月 1 日）</u>以後は、同号の規定による通知とみなす（令和 3 年改正法附則第 7 条第 4 項）。</p> <p><u>また、法第 27 条第 5 項第 3 号の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、令和 3 年改正法第 51 条の規定の施行日（令和 5 年 4 月 1 日）</u>前に、<u>特定地方独立行政法人等（3-1-3（利用目的による制限）参照）</u>により本人に通知されているときは、当該通知は、<u>令和 3 年改正法第 51 条の規定の施行日（令和 5 年 4 月 1 日）</u>以後は、同号の規定による通知とみなす（令和 3 年改正法附則第 9 条第 4 項）。</p> <p><u>さらに、既に特定の事業者が取得している個人データを他の事業者と共同して利用する場合には、既に取得している事業者が第 4 条第 1 項の規定により特定した利用目的の範囲で共同して利用しなければならない。</u></p> <p>[略]</p> <p>3-7-4 外国にある第三者への提供の制限（第 18 条関係） [略]</p>	<p>なお、法第 27 条第 5 項第 3 号の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、<u>令和 3 年改正法の施行日</u>前に、別表第二法人等（3-1-3（利用目的による制限）参照）により本人に通知されているときは、当該通知は、<u>令和 3 年改正法の施行日</u>以後は、同号の規定による通知とみなす（令和 3 年改正法附則第 7 条第 4 項）。</p> <p><u>また、既に特定の事業者が取得している個人データを他の事業者と共同して利用する場合には、既に取得している事業者が第 4 条第 1 項の規定により特定した利用目的の範囲で共同して利用しなければならない。</u></p> <p>[同左]</p> <p>3-7-4 外国にある第三者への提供の制限（第 18 条関係） [同左]</p>
---	--

(参考)

[法第 28 条 略]

規則第 15 条

- 1 法第 28 条第 1 項の規定による個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれにも該当する外国として個人情報保護委員会が定めるものとする。
 - 一 法における個人情報取扱事業者に関する規定に相当する法令その他の定めがあり、その履行が当該外国内において確保されると認めるに足りる状況にあること。
 - 二 個人情報保護委員会に相当する独立した外国執行当局が存在しており、かつ、当該外国執行当局において必要かつ適切な監督を行うための体制が確保されていること。
 - 三 我が国との間において、個人情報の適正かつ効果的な活用と個人の権利利益の保護に関する相互理解に基づく連携及び協力が可能であると認められるものであること。
 - 四 個人情報の保護のために必要な範囲を超えて国際的な個人データの移転を制限することなく、かつ、我が国との間において、個人情報の保護を図りつつ、相互に円滑な個人データの移転を図ることが可能であると認められるものであること。
 - 五 前四号に定めるもののほか、当該外国を法第 28 条第 1 項の規定による外国として定めることが、我が国における新たな産業の創

(参考)

[法第 28 条 同左]

規則第 15 条

- 1 法第 28 条第 1 項の規定による個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれにも該当する外国として個人情報保護委員会が定めるものとする。
 - 一 法における個人情報取扱事業者に関する規定に相当する法令その他の定めがあり、その履行が当該外国内において確保されると認めるに足りる状況にあること
 - 二 個人情報保護委員会に相当する独立した外国執行当局が存在しており、かつ、当該外国執行当局において必要かつ適切な監督を行うための体制が確保されていること
 - 三 我が国との間において、個人情報の適正かつ効果的な活用と個人の権利利益の保護に関する相互理解に基づく連携及び協力が可能であると認められるものであること
 - 四 個人情報の保護のために必要な範囲を超えて国際的な個人データの移転を制限することなく、かつ、我が国との間において、個人情報の保護を図りつつ、相互に円滑な個人データの移転を図ることが可能であると認められるものであること
 - 五 前四号に定めるもののほか、当該外国を法第 28 条第 1 項の規定による外国として定めることが、我が国における新たな産業の創

出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資すると認められるものであること。

[二～四 略]

[規則第 16 条・規則第 17 条・規則第 18 条 略]

3-7-5 第三者提供に係る記録の作成等（第 19 条関係）

[略]

(参考)

[法第 29 条・規則第 19 条 略]

規則第 20 条

[一 略]

二 前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第 29 条第 1 項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録されている事項と内容が同一であるものについては、同項の当該事項の記録を省略することができる。

[規則第 21 条 略]

3-7-6 第三者提供を受ける際の確認等（第 20 条関係）

[略]

出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資すると認められるものであること

[二～四 同左]

[規則第 16 条・規則第 17 条・規則第 18 条 同左]

3-7-5 第三者提供に係る記録の作成等（第 19 条関係）

[同左]

(参考)

[法第 29 条・規則第 19 条 同左]

規則第 20 条

[一 同左]

二 前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第 29 条第 1 項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録されている事項と内容が同一であるものについては、法第 29 条第 1 項の当該事項の記録を省略することができる。

[規則第 21 条 同左]

3-7-6 第三者提供を受ける際の確認等（第 20 条関係）

[同左]

(参考)

[【第三者提供を受ける際の確認（法第 30 条第 1 項・第 2 項関係）】
略]

【第三者提供を受ける際の記録の作成等（法第 30 条第 3 項・第 4 項関係）】

[法第 30 条（第 3 項・第 4 項）・規則第 23 条 略]

規則第 24 条

[一 略]

二 前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第 30 条第 3 項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録されている事項と内容が同一であるものについては、同項の当該事項の記録を省略することができる。

[規則第 25 条 略]

3-8 個人関連情報の第三者提供の制限等（第 21 条関係）

[略]

[3-8-1 略]

(参考)

[【第三者提供を受ける際の確認（法第 30 条第 1 項・第 2 項関係）】
同左]

【第三者提供を受ける際の記録の作成等（法第 30 条第 3 項・第 4 項関係）】

[法第 30 条（第 3 項・第 4 項）・規則第 23 条 同左]

規則第 24 条

[一 同左]

二 前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第 30 条第 3 項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録されている事項と内容が同一であるものについては、法第 30 条第 3 項の当該事項の記録を省略することができる。

[規則第 25 条 同左]

3-8 個人関連情報の第三者提供の制限等（第 21 条関係）

[同左]

[3-8-1 同左]

3-8-2 本人の同意の取得方法

3-8-2-1 本人の同意

第 21 条第 1 項第 1 号の「本人の同意」とは、個人関連情報取扱事業者である受信者情報取扱事業者が第三者に個人関連情報を提供し、当該第三者が当該個人関連情報を個人データとして取得することを承諾する旨の当該本人の意思表示をいう。同号の同意の取得に当たっては、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示した上で、本人の同意の意思が明確に確認できることが必要である。

また、本人の同意は、必ずしも第三者提供のたびに取得しなければならないものではなく、本人が予測できる範囲において、包括的に同意を取得することも可能である。

なお、令和 2 年改正法の施行日（令和 4 年 4 月 1 日）前になされた本人の個人関連情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が法第 31 条第 1 項の規定による個人関連情報の第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、同項第 1 号の同意があったものとみなす（令和 2 年改正法附則第 5 条第 1 号）。

また、令和 3 年改正法第 50 条の規定の施行日（令和 4 年 4 月 1 日）前に別表第二法人等（3-1-3（利用目的による制限）参照）に対しされた本人の個人関連情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が法第 31 条第 1 項第 1 号の規定による個人関連情報の第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、令和 3 年改正法第 50 条の規定の施行日（令和 4 年 4 月 1 日）において同号の同意があったものとみなす（令和 3

3-8-2 本人の同意の取得方法

3-8-2-1 本人の同意

第 21 条第 1 項第 1 号の「本人の同意」とは、個人関連情報取扱事業者である受信者情報取扱事業者が第三者に個人関連情報を提供し、当該第三者が当該個人関連情報を個人データとして取得することを承諾する旨の当該本人の意思表示をいう。同号の同意の取得に当たっては、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示した上で、本人の同意の意思が明確に確認できることが必要である。

また、本人の同意は、必ずしも第三者提供のたびに取得しなければならないものではなく、本人が予測できる範囲において、包括的に同意を取得することも可能である。

なお、令和 2 年改正法の施行日前になされた本人の個人関連情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が法第 31 条第 1 項の規定による個人関連情報の第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、同項第 1 号の同意があったものとみなす（令和 2 年改正法附則第 5 条第 1 号）。

また、令和 3 年改正法の施行日前に別表第二法人等（3-1-3（利用目的による制限）参照）に対しされた本人の個人関連情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が法第 31 条第 1 項第 1 号の規定による個人関連情報の第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、令和 3 年改正法の施行日において同号の同意があったものとみなす（令和 3 年改正法附則第 7 条第 8 項）。

<p>年改正法附則第7条第8項)。</p> <p><u>さらに、令和3年改正法第51条の規定の施行日(令和5年4月1日)前に特定地方独立行政法人等(3-1-3(利用目的による制限)参照)に対しされた本人の個人関連情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が法第31条第1項第1号の規定による個人関連情報の第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、令和3年改正法第51条の規定の施行日(令和5年4月1日)において同号の同意があったものとみなす(令和3年改正法附則第9条第8項)。</u></p> <p>[3-8-2-2・3-8-2-3 略]</p> <p>3-8-3 本人の同意等の確認の方法(第21条第1項、第2項関係)</p> <p>[3-8-3-1 略]</p> <p>3-8-3-2 外国にある第三者への提供にあつては、必要な情報が当該本人に提供されていること(第21条第1項第2号、第2項第2号関係)</p> <p>[略]</p> <p>[※1~※3 略]</p> <p>※4 法第31条第2項において読み替えて準用される法第28条第3項の規定は、別表第二法人等(3-1-3(利用目的による制限)参照)が令和3年改正法第50条の規定の施行日(令和4年4月1日)以後に同項に</p>	<p>[3-8-2-2・3-8-2-3 同左]</p> <p>3-8-3 本人の同意等の確認の方法(第21条第1項、第2項関係)</p> <p>[3-8-3-1 同左]</p> <p>3-8-3-2 外国にある第三者への提供にあつては、必要な情報が当該本人に提供されていること(第21条第1項第2号、第2項第2号関係)</p> <p>[同左]</p> <p>[※1~※3 同左]</p> <p>※4 法第31条第2項において読み替えて準用される法第28条第3項の規定は、別表第二法人等(3-1-3(利用目的による制限)参照)が令和3年改正法の施行日以後に同項に規定する外国にある第三者に個人関</p>
---	--

<p>規定する外国にある第三者に個人関連情報を提供した場合について適用される（令和3年改正法附則第7条第9項）。</p> <p><u>※5 法第31条第2項において読み替えて準用される法第28条第3項の規定は、特定地方独立行政法人等（3-1-3（利用目的による制限）参照）が令和3年改正法第51条の規定の施行日（令和5年4月1日）以後に同項に規定する外国にある第三者に個人関連情報を提供した場合について適用される（令和3年改正法附則第9条第9項）。</u></p> <p>[略]</p> <p>3-8-3-3 既に確認を行った第三者に対する確認の方法（第21条第2項第3号関係）</p> <p>[略]</p> <p>複数回にわたって同一「本人」の個人関連情報を提供する場合において、同一の内容である事項を重複して確認する合理性はないため、既に第21条第2項に規定する方法により確認を行い、3-8-4（提供元における記録義務）に規定する方法により作成し、かつ、その時点において保存している記録に記録された事項と内容が同一であるものについては、当該事項の確認を省略することができる。</p> <p>令和2年改正法の施行日（令和4年4月1日）の前に上記に規定する方法に相当する方法で作成した記録についても同様とする。</p> <p>例えば、個人関連情報取扱事業者である電気通信事業者が、同じ提供先</p>	<p>連情報を提供した場合について適用される（令和3年改正法附則第7条第9項）。</p> <p>[新設]</p> <p>[同左]</p> <p>3-8-3-3 既に確認を行った第三者に対する確認の方法（第21条第2項第3号関係）</p> <p>[同左]</p> <p>複数回にわたって同一「本人」の個人関連情報を提供する場合において、同一の内容である事項を重複して確認する合理性はないため、既に第21条第2項に規定する方法により確認を行い、3-8-4（提供元における記録義務）に規定する方法により作成し、かつ、その時点において保存している記録に記録された事項と内容が同一であるものについては、当該事項の確認を省略することができる。</p> <p>令和2年改正法の施行日の前に上記に規定する方法に相当する方法で作成した記録についても同様とする。</p> <p>例えば、個人関連情報取扱事業者である電気通信事業者が、同じ提供先</p>
---	---

に対して、既に確認・記録義務を履行した本人に係る個人関連情報であることを認識しながら、個人関連情報の提供を行う場合は、「同一であることの確認」が行われているものである。

〔（参考） 略〕

3-8-4 提供元における記録義務（第 21 条第 5 項関係）

〔略〕

個人関連情報取扱事業者である受信者情報取扱事業者は、第 21 条第 1 項の規定による確認を行った場合は、その記録を作成しなければならない（第 21 条第 5 項）。なお、「第三者」のうち、次の（1）から（4）までに掲げる者に個人関連情報の提供を行う場合は、記録義務は適用されない（第 19 条第 1 項）。

- (1) 国の機関（法第 16 条第 2 項第 1 号関係）
- (2) 地方公共団体（法第 16 条第 2 項第 2 号関係）
- (3) 独立行政法人等（独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人及び法別表第 1 に掲げる法人をいう。法別表第 2 に掲げる法人を除く。）（法第 16 条第 2 項第 3 号関係）
- (4) 地方独立行政法人（地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。同法第 21 条第 1 号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第 2 号若しくは第 3 号（チに係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするものを除く。）（法第 16 条第 2 項第 4 号関係）

に対して、既に確認・記録義務を履行した本人に係る個人関連情報であることを認識しながら、個人関連情報の提供を行う場合は、「同一であることの確認」が行われているものである。

〔（参考） 同左〕

3-8-4 提供元における記録義務（第 21 条第 5 項関係）

〔同左〕

個人関連情報取扱事業者である受信者情報取扱事業者は、第 21 条第 1 項の規定による確認を行った場合は、その記録を作成しなければならない（第 21 条第 5 項）。なお、「第三者」のうち、次の（1）から（4）までに掲げる者に個人関連情報の提供を行う場合は、記録義務は適用されない（第 19 条第 1 項）。

- (1) 国の機関（法第 16 条第 2 項第 1 号関係）
- (2) 地方公共団体（法第 16 条第 2 項第 2 号関係）
- (3) 独立行政法人等（独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人及び法別表第 1 に掲げる法人をいう。法別表第 2 に掲げる法人を除く。）（法第 16 条第 2 項第 3 号関係）
- (4) 地方独立行政法人（地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。）（法第 16 条第 2 項第 4 号関係）

<p>係)</p> <p>[(参考) 略]</p> <p>[3-8-4-1・3-8-4-2 略]</p> <p>3-8-4-3 提供元における記録事項 (第 21 条第 5 項・第 6 項関係)</p> <p>[3-8-4-3-1 略]</p> <p>3-8-4-3-2 記録事項の省略 (第 21 条第 6 項関係)</p> <p>[略]</p> <p>複数回にわたって同一「本人」の個人関連情報の提供をする場合において、同一の内容である事項を重複して記録する必要はないことから、その旨を明確にするものである。すなわち、既に 3-8-4 (提供元における記録義務) に規定する方法により作成した記録 (現に保存している場合に限る。) に記録された事項と内容が同一であるものについては、当該事項の記録を省略することができる。</p> <p>令和 2 年改正法の施行日 (令和 4 年 4 月 1 日) の前に上記に規定する方法に相当する方法で作成した記録についても同様とする。</p> <p>なお、記録事項のうち、一部の事項の記録の作成を第 21 条第 6 項に基づき省略し、残りの事項の記録のみを作成した場合、記録全体としての保存期間の起算点は、残りの事項を作成した時点とする。保存期間について</p>	<p>[(参考) 同左]</p> <p>[3-8-4-1・3-8-4-2 同左]</p> <p>3-8-4-3 提供元における記録事項 (第 21 条第 5 項・第 6 項関係)</p> <p>[3-8-4-3-1 同左]</p> <p>3-8-4-3-2 記録事項の省略 (第 21 条第 6 項関係)</p> <p>[同左]</p> <p>複数回にわたって同一「本人」の個人関連情報の提供をする場合において、同一の内容である事項を重複して記録する必要はないことから、その旨を明確にするものである。すなわち、既に 3-8-4 (提供元における記録義務) に規定する方法により作成した記録 (現に保存している場合に限る。) に記録された事項と内容が同一であるものについては、当該事項の記録を省略することができる。</p> <p>令和 2 年改正法の施行日の前に上記に規定する方法に相当する方法で作成した記録についても同様とする。</p> <p>なお、記録事項のうち、一部の事項の記録の作成を第 21 条第 6 項に基づき省略し、残りの事項の記録のみを作成した場合、記録全体としての保存期間の起算点は、残りの事項を作成した時点とする。保存期間について</p>
---	---

は、3-8-4-4（保存期間）を参照のこと。

〔（参考） 略〕

[3-8-4-4 略]

3-8-5 提供先の第三者における確認義務（第 20 条第 1 項）

[3-8-5-1 略]

3-8-5-2 既に確認を行った第三者に対する確認方法（第 20 条第 1 項第 3 号関係）

[略]

（参考）

[規則第 22 条（第 3 項）・平成 27 年改正法規則附則第 4 条 略]

令和 3 年改正法規則（第 50 条改正関係）附則第 5 条

別表第二法人等において、法第 30 条第 1 項各号に規定する事項のうち、施行日前に新規則第 22 条に規定する方法に相当する方法で確認（当該確認について新規則第 23 条に規定する方法に相当する方法により記録を作成し、かつ、保存している場合におけるものに限る。）を行っているものについては、新規則第 22 条第 3 項を適用することができる。この場合において、同項中「前二項に規定する方法」とあるのは「前二項に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとす

は、3-8-4-4（保存期間）を参照のこと。

〔（参考） 同左〕

[3-8-4-4 同左]

3-8-5 提供先の第三者における確認義務（第 20 条第 1 項）

[3-8-5-1 同左]

3-8-5-2 既に確認を行った第三者に対する確認方法（第 20 条第 1 項第 3 号関係）

[同左]

（参考）

[規則第 22 条（第 3 項）・平成 27 年改正法規則附則第 4 条 同左]

令和 3 年改正法規則附則第 5 条

別表第二法人等において、法第 30 条第 1 項各号に規定する事項のうち、施行日前に新規則第 22 条に規定する方法に相当する方法で確認（当該確認について新規則第 23 条に規定する方法に相当する方法により記録を作成し、かつ、保存している場合におけるものに限る。）を行っているものについては、新規則第 22 条第 3 項を適用することができる。この場合において、同項中「前二項に規定する方法」とあるのは「前二項に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとす

る。

令和3年改正法規則（第51条改正関係）附則第5条

特定地方独立行政法人等において、新個人情報保護法第30条第1項各号に規定する事項のうち、施行日前に新規則第22条に規定する方法に相当する方法で確認（当該確認について新規則第23条に規定する方法に相当する方法により記録を作成し、かつ、保存している場合におけるものに限る。）を行っているものについては、新規則第22条第3項を適用することができる。この場合において、同項中「前二項に規定する方法」とあるのは「前二項に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

[3-8-5-3 略]

3-8-6 提供先の第三者における記録義務（第20条第3項関係）

[3-8-6-1・3-8-6-2 略]

3-8-6-3 提供先の第三者における記録事項（第20条第3項関係）

[3-8-6-3-1 略]

3-8-6-3-2 記録事項の省略（第20条第4項関係）

[略]

る。

[3-8-5-3 同左]

3-8-6 提供先の第三者における記録義務（第20条第3項関係）

[3-8-6-1・3-8-6-2 同左]

3-8-6-3 提供先の第三者における記録事項（第20条第3項関係）

[3-8-6-3-1 同左]

3-8-6-3-2 記録事項の省略（第20条第4項関係）

[同左]

<p>複数回にわたって同一「本人」の放送受信者等の個人関連情報の提供を受けて放送受信者等の個人データとして取得する場合において、同一の内容である事項を重複して記録する必要はないことから、その旨を明確にするものである。すなわち、既に 3-8-6（提供先の第三者における記録義務）に規定する方法により作成した記録（現に保存している場合に限る。）に記録された事項と内容が同一であるものについては、当該事項の記録を省略することができる。</p> <p>令和 2 年改正法の施行日（令和 4 年 4 月 1 日）の前に上記に規定する方法に相当する方法で作成した記録についても同様とする。</p> <p>なお、記録事項のうち、一部の事項の記録の作成を第 20 条第 4 項に基づき省略し、残りの事項の記録のみを作成した場合、記録全体としての保存期間の起算点は、残りの事項を作成した時点とする。保存期間については、3-8-6-4（保存期間）を参照のこと。</p> <p>（参考）</p>	<p>複数回にわたって同一「本人」の放送受信者等の個人関連情報の提供を受けて放送受信者等の個人データとして取得する場合において、同一の内容である事項を重複して記録する必要はないことから、その旨を明確にするものである。すなわち、既に 3-8-6（提供先の第三者における記録義務）に規定する方法により作成した記録（現に保存している場合に限る。）に記録された事項と内容が同一であるものについては、当該事項の記録を省略することができる。</p> <p>令和 2 年改正法の施行日の前に上記に規定する方法に相当する方法で作成した記録についても同様とする。</p> <p>なお、記録事項のうち、一部の事項の記録の作成を第 20 条第 4 項に基づき省略し、残りの事項の記録のみを作成した場合、記録全体としての保存期間の起算点は、残りの事項を作成した時点とする。保存期間については、3-8-6-4（保存期間）を参照のこと。</p> <p>（参考）</p>
<p>規則第 24 条（第 2 項）</p> <p>2 前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第 30 条第 3 項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録された事項と内容が同一であるものについては、<u>同項</u>の当該事項の記録を省略することができる。</p> <p>[令和 2 年改正法規則附則第 3 条 略]</p>	<p>規則第 24 条（第 2 項）</p> <p>2 前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第 30 条第 3 項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録された事項と内容が同一であるものについては、<u>法第 30 条第 3 項</u>の当該事項の記録を省略することができる。</p> <p>[令和 2 年改正法規則附則第 3 条 同左]</p>
<p>[3-8-6-4 略]</p>	<p>[3-8-6-4 同左]</p>

<p>3-9 保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等（第 22 条関係）</p> <p>3-9-1 保有個人データに関する事項の公表等（第 22 条第 1 項関係）</p> <p>[(1) 略]</p> <p>(2) 保有個人データの利用目的の通知（第 22 条第 2 項、第 3 項関係）</p> <p>[略]</p> <p>受信者情報取扱事業者は、次の①から④までの場合を除いて、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、遅滞なく、本人に通知（※）しなければならない。</p> <p>なお、通知しない旨を決定したときは、遅滞なく、その旨を本人に通知しなければならない。</p> <p>[①～③ 略]</p> <p>④国の機関等が法令の定める事務を実施する上で、民間企業等の協力を得る必要がある場合であり、協力する民間企業等が国の機関等から受け取った保有個人データの利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、<u>当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合</u>（第 9 条第 4 項第 3 号）（3-3-7（利用目的の通知等をしなくてよい場合）参照）</p> <p>[(※) 略]</p>	<p>3-9 保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等（第 22 条関係）</p> <p>3-9-1 保有個人データに関する事項の公表等（第 22 条第 1 項関係）</p> <p>[(1) 同左]</p> <p>(2) 保有個人データの利用目的の通知（第 22 条第 2 項、第 3 項関係）</p> <p>[同左]</p> <p>受信者情報取扱事業者は、次の①から④までの場合を除いて、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、遅滞なく、本人に通知（※）しなければならない。</p> <p>なお、通知しない旨を決定したときは、遅滞なく、その旨を本人に通知しなければならない。</p> <p>[①～③ 同左]</p> <p>④国の機関等が法令の定める事務を実施する上で、民間企業等の協力を得る必要がある場合であり、協力する民間企業等が国の機関等から受け取った保有個人データの利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、<u>本人の同意を得ることが当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合</u>（第 9 条第 4 項第 3 号）（3-3-7（利用目的の通知等をしなくてよい場合）参照）</p> <p>[(※) 同左]</p>
---	--

<p>[(参考) 略]</p> <p>[3-9-2~3-9-6 略]</p> <p>3-9-7 開示等の請求等に応じる手続 (第 27 条関係)</p> <p>[略]</p> <p>受信者情報取扱事業者は、開示等の請求等 (※1) において、これを受け付ける方法として次の (1) から (4) までの事項を定めることができる。</p> <p>[(1) ~ (4) 略]</p> <p>[略]</p> <p>(※1) 「開示等の請求等」とは、保有個人データの利用目的の通知の求め (3-9-1 (保有個人データに関する事項の公表等) 参照)、保有個人データの開示 (3-9-2 (保有個人データの開示) 参照)、訂正等 (3-9-4 (保有個人データの訂正等) 参照)、利用停止等若しくは第三者提供の停止 (3-9-5 (保有個人データの利用停止等) 参照)、又は第三者提供記録の<u>開示</u> (3-9-3 (第三者提供記録の開示) 参照) の請求をいう。</p>	<p>[(参考) 同左]</p> <p>[3-9-2~3-9-6 同左]</p> <p>3-9-7 開示等の請求等に応じる手続 (第 27 条関係)</p> <p>[同左]</p> <p>受信者情報取扱事業者は、開示等の請求等 (※1) において、これを受け付ける方法として次の (1) から (4) までの事項を定めることができる。</p> <p>[(1) ~ (4) 同左]</p> <p>[同左]</p> <p>(※1) 「開示等の請求等」とは、保有個人データの利用目的の通知の求め (3-9-1 (保有個人データに関する事項の公表等) 参照)、保有個人データの開示 (3-9-2 (保有個人データの開示) 参照)、訂正等 (3-9-4 (保有個人データの訂正等) 参照)、利用停止等若しくは第三者提供の停止 (3-9-5 (保有個人データの利用停止等) 参照)、又は第三者提供記録の<u>開示に関する請求</u> (3-9-3 (第三者提供記録の開示) 参照) の請求をいう。</p>
---	--

<p>[(※2) ・ (※3) 略]</p> <p>(参考)</p> <p>[法第 37 条 略]</p> <p>政令第 12 条</p> <p>法第 37 条第 1 項の規定により個人情報取扱事業者が開示等の請求等を受け付ける方法として定めることができる事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 開示等の請求等の申出先 二 開示等の請求等に際して提出すべき書面（電磁的記録を含む。第 35 条第 1 項及び第 40 条第 3 項において同じ。）の様式その他の開示等の請求等の方式 三 開示等の請求等をする者が本人又は次条に規定する代理人であることの確認の方法 四 法第 38 条第 1 項の手数料の徴収方法 <p>[政令第 13 条 略]</p> <p>[3-9-8・3-9-9 略]</p> <p>[3-10・3-11 略]</p> <p>3-12 匿名加工情報取扱事業者等の義務（第 33 条～第 36 条関係）</p>	<p>[(※2) ・ (※3) 同左]</p> <p>(参考)</p> <p>[法第 37 条 同左]</p> <p>政令第 12 条</p> <p>法第 37 条第 1 項の規定により個人情報取扱事業者が開示等の請求等を受け付ける方法として定めることができる事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 開示等の請求等の申出先 (2) 開示等の請求等に際して提出すべき書面（電磁的記録を含む。第 33 条第 1 項及び第 38 条第 3 項において同じ。）の様式その他の開示等の請求等の方式 (3) 開示等の請求等をする者が本人又は次条に規定する代理人であることの確認の方法 (4) 法第 38 条第 1 項の手数料の徴収方法 <p>[政令第 13 条 同左]</p> <p>[3-9-8・3-9-9 同左]</p> <p>[3-10・3-11 同左]</p> <p>3-12 匿名加工情報取扱事業者等の義務（第 33 条～第 36 条関係）</p>
---	--

[【匿名加工情報の作成等（第 33 条第 1 項関係）】・【匿名加工情報の安全管理措置等（第 33 条第 2 項～第 4 項、同条第 7 項、第 36 条関係）】・【匿名加工情報の第三者提供（第 33 条第 5 項、第 34 条関係）】略]

【識別行為の禁止（第 33 条第 6 項、第 35 条関係）】

[第 33 条（第 6 項） 略]

第 35 条

匿名加工情報取扱事業者である電気通信事業者は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第 33 条第 1 項若しくは法第 116 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

[略]

(参考)

[【匿名加工情報の作成等（法第 43 条第 1 項関係）】・【匿名加工情報の安全管理措置等（法第 43 条第 2 項、同条第 3 項、同条第 6 項、第 46 条関係）】・【匿名加工情報の第三者提供（法第 43 条第 4 項、第 44 条関係）】

[【匿名加工情報の作成等（第 33 条第 1 項関係）】・【匿名加工情報の安全管理措置等（第 33 条第 2 項～第 4 項、同条第 7 項、第 36 条関係）】・【匿名加工情報の第三者提供（第 33 条第 5 項、第 34 条関係）】同左]

【識別行為の禁止（第 33 条第 6 項、第 35 条関係）】

[第 33 条（第 6 項） 同左]

第 35 条

匿名加工情報取扱事業者である電気通信事業者は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第 33 条第 1 項若しくは法第 114 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

[同左]

(参考)

[【匿名加工情報の作成等（法第 43 条第 1 項関係）】・【匿名加工情報の安全管理措置等（法第 43 条第 2 項、同条第 3 項、同条第 6 項、第 46 条関係）】・【匿名加工情報の第三者提供（法第 43 条第 4 項、第 44 条関係）】

係)】 略]

【識別行為の禁止（法第 43 条第 5 項、第 45 条関係）】

[法第 43 条（第 5 項） 略]

法第 45 条

匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第 43 条第 1 項若しくは第 116 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4 適用除外（第 37 条関係）

[略]

[略]

[※1 略]

※2 ただし、法第 57 条第 1 項各号に定める者についても、法第 179 条（個人情報データベース等不正提供罪）は適用される点について留意が必要である。

[(参考) 略]

係)】 同左]

【識別行為の禁止（法第 43 条第 5 項、第 45 条関係）】

[法第 43 条（第 5 項） 同左]

法第 45 条

匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第 43 条第 1 項若しくは第 114 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4 適用除外（第 37 条関係）

[同左]

[同左]

[※1 同左]

※2 ただし、法第 57 条第 1 項各号に定める者についても、法第 174 条（個人情報データベース等不正提供罪）は適用される点について留意が必要である。

[(参考) 同左]

5 適用の特例（第 38 条関係）

第 38 条

受信者情報取扱事業者である次に掲げる者については、第 22 条から第 29 条まで及び第 33 条から第 36 条までの規定は、適用しない。

一 法別表第 2 に掲げる法人

二 地方独立行政法人のうち地方独立行政法人法第 21 条第 1 号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第 2 号若しくは第 3 号（次に係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするもの

法別表第 2 に掲げる法人等（※）における個人情報の取扱いについては、学術研究機関等としての特性を踏まえ、基本的に民間の学術研究機関等と同様、民間部門における個人情報の取扱いに係る規律が適用される。

※ 法別表第 2 に掲げる法人等とは、次の法人等をいう。

沖縄科学技術大学院大学学園

国立研究開発法人

国立大学法人

大学共同利用機関法人

独立行政法人国立病院機構

独立行政法人地域医療機能推進機構

福島国際研究教育機関

放送大学学園

他方、政府の一部を構成するとみられる独立行政法人等としての特性を踏まえ、開示請求等に係る制度、行政機関等匿名加工情報の提供等につい

5 適用の特例（第 38 条関係）

第 38 条

受信者情報取扱事業者である法別表第二に掲げる法人については、第 22 条から第 29 条まで及び第 33 条から第 36 条までの規定は、適用しない。

[新設]

[新設]

法別表第 2 に掲げる法人等（※）における個人情報の取扱いについては、学術研究機関等としての特性を踏まえ、基本的に民間の学術研究機関等と同様、民間部門における個人情報の取扱いに係る規律が適用される。

※ 法別表第 2 に掲げる法人等とは、次の法人等をいう。

沖縄科学技術大学院大学学園

国立研究開発法人

国立大学法人

大学共同利用機関法人

独立行政法人国立病院機構

独立行政法人地域医療機能推進機構

放送大学学園

他方、政府の一部を構成するとみられる独立行政法人等としての特性を踏まえ、開示請求等に係る制度、行政機関等匿名加工情報の提供等につい

ては、公的部門における規律（法第5章第1節、第75条、第5章第4節及び第5節、第124条第2項、第127条並びに第6章から第8章まで（第176条、第180条及び第181条を除く。））が適用される。

また、地方独立行政法人のうち試験研究等を主たる目的とするもの等（※）における個人情報の取扱いについては、学術研究機関等としての特性を踏まえ、基本的に民間の学術研究機関等と同様、民間部門における個人情報の取扱いに係る規律が適用されるが、開示請求等に係る制度、行政機関等匿名加工情報の提供等については、上記の法別表第2に掲げる法人の業務と同様に、公的部門における規律（法第5章第1節、第75条、第5章第4節及び第5節、第124条第2項、第127条並びに第6章から第8章まで（第176条、第180条及び第181条を除く。））が適用される。

※ 地方独立行政法人のうち、地方独立行政法人法第21条第1号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第2号若しくは第3号（チに係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするものをいう。

（参考）

法第58条

個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者のうち次に掲げる者については、第32条から第39条まで及び第4節の規定は、適用しない。

- 一 別表第2に掲げる法人
- 二 地方独立行政法人のうち地方独立行政法人法第21条第1号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第2号若しくは第3号（チに係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするもの

ては、公的部門における規律（法第5章第1節、第75条、第5章第4節及び第5節、第122条第2項、第125条並びに第6章から第8章まで（第171条、第175条及び第176条を除く。））が適用される。

（参考）

法第58条

個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者のうち別表第2に掲げる法人については、第32条から第39条まで及び第4節の規定は、適用しない。

6 学術研究機関等の責務（第 39 条関係）

[6-1 略]

6-2 学術研究機関等による自主規範の策定・公表

大学の自治を始めとする学術研究機関等の自律性に鑑みれば、学術研究機関等の自律的な判断を原則として尊重する必要があると考えられる。このため、学術研究機関等が、個人情報を利用した研究の適正な実施のための自主規範を単独又は共同して策定・公表した場合であって、当該自主規範の内容が個人の権利利益の保護の観点から適切であり、その取扱いが当該自主規範にのっとっているときは、法第 149 条第 1 項の趣旨を踏まえ、個人情報保護委員会は、これを尊重する。

ただし、自主規範にのっとった個人情報の取扱いであっても、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合には、原則として、個人情報保護委員会は、その監督権限を行使する。

(参考)

法第 149 条（第 1 項）

[1 略]

[7 略]

8 域外適用（第 43 条関係）

6 学術研究機関等の責務（第 39 条関係）

[6-1 同左]

6-2 学術研究機関等による自主規範の策定・公表

大学の自治を始めとする学術研究機関等の自律性に鑑みれば、学術研究機関等の自律的な判断を原則として尊重する必要があると考えられる。このため、学術研究機関等が、個人情報を利用した研究の適正な実施のための自主規範を単独又は共同して策定・公表した場合であって、当該自主規範の内容が個人の権利利益の保護の観点から適切であり、その取扱いが当該自主規範にのっとっているときは、法第 146 条第 1 項の趣旨を踏まえ、個人情報保護委員会は、これを尊重する。

ただし、自主規範にのっとった個人情報の取扱いであっても、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合には、原則として、個人情報保護委員会は、その監督権限を行使する。

(参考)

法第 146 条（第 1 項）

[1 同左]

[7 同左]

8 域外適用（第 43 条関係）

<p>[略] (参考) 法第 171 条 [略]</p> <p>[9・10 略]</p> <p>[【付録】 略]</p>	<p>[同左] (参考) 法第 166 条 [同左]</p> <p>[9・10 同左]</p> <p>[【付録】 同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>	